

令和6年度 沖縄県盛土等規制検討委員会 概要 スケジュール（案）

1. 盛土規制法の施行（R5.5月）
2. 盛土規制法に基づく基礎調査、規制区域の指定
3. 令和6年度「沖縄県盛土等規制検討委員会」体制
4. 沖縄県盛土規制法スケジュール
 - ・令和6年度検討スケジュール（案）
 - ・令和7年度検討スケジュール（案）

1.盛土規制法の施行（R5.5月）

【経緯】

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことで、甚大な人的・物的被害が生じた。



写真 R3.7月静岡県熱海市 死者28名 住宅被害98棟



このため、土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制し、盛土等による災害から国民の生命及び財産を保護する目的で、

「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）が令和5年5月に施行された。

※盛土規制法は国土交通省と農林水産省（林野庁含む）の共管法となっている。



【盛土規制法の主な特徴】

スキマのない規制	・土地の用途に関わらず、人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域に指定 ・農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、許可の対象に追加
安全性の確保	・地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定 ・許可基準に沿った安全対策を確認するため、定期報告、中間検査を追加
責任所在の明確化	・土地所有者等が安全な状態を維持する責務を有することを明確化 ・土地所有者等に加え、工事施工者等の原因行為者にも是正措置等を命令
実効性のある罰則	・無許可行為や命令違反などに対する罰則を高い水準に強化 (最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下)

2.盛土規制法に基づく基礎調査、規制区域の指定

盛土規制法では、国が盛土等の災害防止に関する基本的な方針を定め、都道府県等が具体的な規制を行うこととされている。

【基礎調査、規制区域指定】

都道府県知事等は、危険な盛土等を規制するため、盛土規制法に基づき、地域の地形・地質等に関する基礎調査を実施した上で、「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」の規制区域を指定することができる。

【規制開始】

規制区域指定後は、規制区域内で実施する一定規模の盛土や切土、土石の堆積等の行為が、許可の対象となり、法に基づく審査や検査、監視や指導が実施される。

※基礎調査及び規制区域の見直しは概ね5年ごとに実施。

許可：盛土等が許可対象

※1m超盛土、2m超切土、面積500㎡超等が許可対象

許可・届出：盛土等が許可・届出対象

※2m超盛土、5m超切土、面積3000㎡超等が許可対象

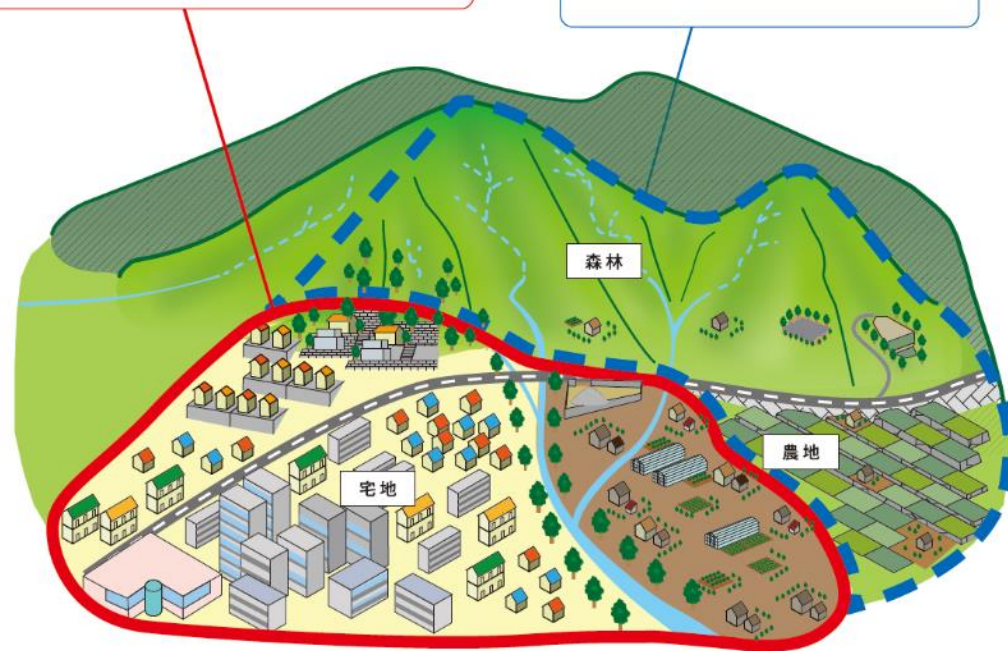
※1m超盛土、2m超切土、面積500㎡超等が届出対象

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



＜規制区域の指定の流れ＞



3.令和6年度「沖縄県盛土等規制検討委員会」体制

- 盛土規制法が宅地、農地、森林等の土地の用途に関わらず、国土全域を規制の対象とする国土交通省と農林水産省の共管法であることを踏まえ、法令の運用については、土木建築部と農林水産部が連携・共同して取り組む。
- 令和6年度検討委員会では、主に盛土規制法基礎調査について、規制区域指定方針や既存盛土調査状況を確認する。
- 規制開始（規制区域指定）に向け、今後の取組スケジュールや法定手続き、実施体制等を関係者と確認・共有する必要があるため、県の関係各課による盛土規制法庁内ワーキング会議や、市町村、県関係機関との意見交換会を実施する。

検討委員会（2回予定）

学 識 委 員	琉球大学	工学部	工学科 教授	伊東 孝	地盤工学、岩盤力学
			工学科 教授	松原 仁	地圏工学、計算科学
		農学部	地域農業工学科 教授	中村 真也	環境・農学、自然災害科学
			地域農業工学科 准教授	木村 匠	農業土木学、自然災害科学

事 務 局	沖縄県	土木建築部	建築指導課 課長	知念 秀起	盛土規制法、開発許可
		農林水産部	森林管理課 課長	宇地原 健志	盛土規制法、森林法

協 力 委 員	沖縄県	土木建築部	海岸防災課 課長	川上 呂二	土砂災害防止法
		農林水産部	農政経済課 課長	長元 司	農地法、農振法
			農地農村整備課 課長	仲間 秀樹	土地改良法
		企画部	県土・跡地利用対策課 課長	池原 秀典	県土保全条例
		環境部	自然保護課 課長	出井 航	自然公園法
			環境整備課 課長	與那嶺 正人	産業廃棄物関連
	那覇市	まちなみ共創部	建築指導課 課長	金城 聡	盛土規制法、開発許可

盛土等規制検討委員会

- 地盤工学、農業工学、防災計画等の学識経験者で構成する。
- 盛土等規制に関係する行政機関等は協力委員として参画する。
- 基礎調査、規制区域の指定、関係条例や規則の制定、審査・監視体制など、沖縄県の盛土規制法の運用について検討する。

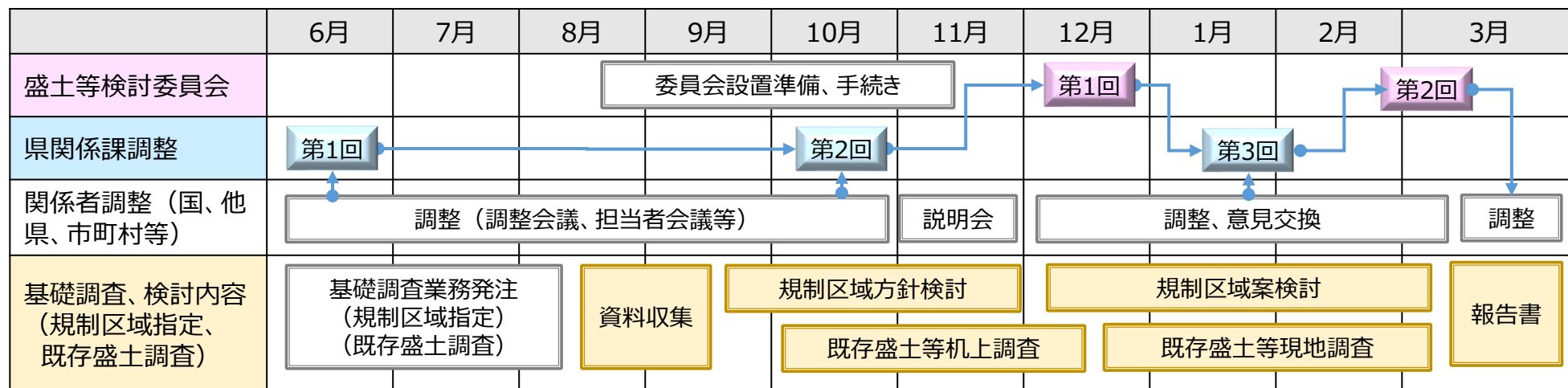
盛土規制法庁内ワーキング会議（3回予定）

- 盛土規制や土地利用規制、防災対策に関係する土木建築部、農林水産部、企画部、環境部の関係各課にて盛土ワーキング会議を実施し、県の取組方針などを確認する。
- 取組方針、進捗状況、規制開始に向けた体制構築等について確認・検討する。

4. 沖縄県の盛土規制法スケジュール（案） 令和8年度規制開始予定

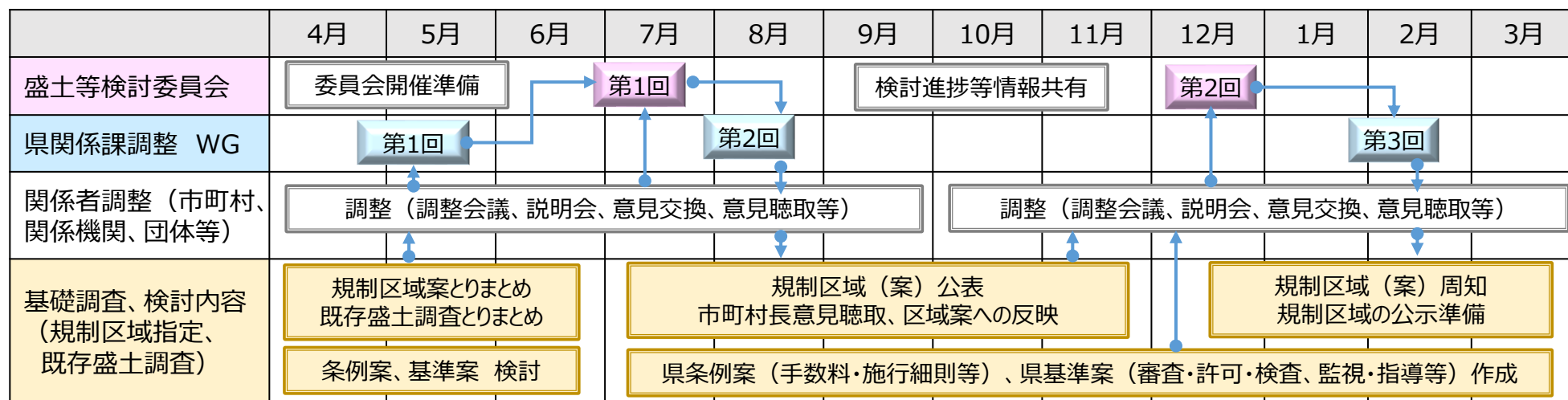
				基礎調査関係	法定手続関係
年度	令和6年度	令和7年度		令和8年度	
取組事項	盛土規制法【基礎調査実施】	【規制区域案】、【県条例案】 【審査・監視基準等案】、【体制案】 確定		盛土規制法【規制開始予定】	
盛土規制法基礎調査 (規制区域指定)	規制区域方針、 区域案検討 市町村調整 情報共有、意見交換 現地確認 現地調査	区域案 整理 基礎調査 結果まとめ	市町村長 意見聴取 パブコメ等周知 結果の公表 結果の通知 安全性把握調査 地質調査、安定計算等	区域案 確定	規制区域の 指定(公示) 盛土規制法 規制開始
盛土規制法基礎調査 (既存盛土調査)	既存盛土調査 分布調査、優先度評価				
条例制定 (手数料条例、施行細則等)	他県条例 情報収集	手数料、施行細則等 条例案作成	条例案 確定	条例制定	
新規盛土等の 審査（許可）基準策定		審査、許可、検査等 基準、手引き等案作成	基準等案 確定	審査・監視 基準策定	審査業務 監視業務
不法・危険な盛土等の 監視（指導）基準策定		監視、指導等 基準、手引き等案作成			
審査（許可）体制構築 監視（指導）体制構築	審査体制、 監視体制検討	審査体制、監視体制 調整、手続き	体制案 確定	新組織 設置	

令和6年度盛土等規制検討スケジュール



月	会議等	検討内容、確認内容（案）
R6. 6月19日	盛土規制庁内ワーキング会議①	・ 沖縄県における盛土規制法の実施計画、実施体制を関係各課で確認
R6.10月28日	盛土規制庁内ワーキング会議②	・ 盛土規制法実施進捗の確認、スケジュール確認 ・ 11月開催の市町村、県出先機関への盛土規制説明会、意見交換会内容確認
R6.11月6日 ～11月21日	盛土規制法説明会、意見交換会	・ 北部、中部、南部、宮古、八重山地区にて、市町村、県出先機関の各関係者に向け盛土規制法の概要、今後の予定等を説明し、意見交換
R6.12月20日	第1回検討委員会	・ 沖縄県における盛土規制法の実施状況、規制開始に向けた今後の予定の確認 ・ 規制区域指定方針（案）の確認、既存盛土調査進捗の確認
R7.3月17日	盛土規制庁内ワーキング会議③	・ 説明会、意見交換会の内容確認、第1回検討委員会の内容確認 ・ 規制区域指定方針（案）の確認、既存盛土調査進捗の確認
R7.3月26日	第2回検討委員会	・ 規制区域指定方針（案）及び規制区域（素案）の確認 ・ 既存盛土調査の進捗確認

令和7年度盛土等規制検討スケジュール（案）



月	会議等	検討内容、確認内容（案）
R7.4～5月頃	盛土規制庁内WG①	令和7年度～盛土規制法の実施計画、実施体制を関係各課で確認
R7.5～6月頃	盛土規制法、区域案説明会、意見交換会	北部、中部、南部、宮古、八重山地区にて、市町村、県出先機関、関係団体等に向け盛土規制法の実施区域案、今後の予定等を説明、意見交換
R7.6～7月頃	第1回検討委員会	実施区域（案）通知・公表前の内容確認、既存盛土調査結果の確認
R7.7～8月頃	盛土規制庁内WG②	実施区域（案）通知・公表前の内容確認、既存盛土調査結果の確認 説明会・意見交換・委員会内容の確認、R8年度～組織体制確認
R7.8～10月頃	実施区域案の公表、市町村長意見聴取	盛土規制法に基づく実施区域案の公表、市町村長への通知及び意見聴取 聴取した意見や関係者意見の整理・反映
R7.11～12月	第2回検討委員会	実施区域（案）の公表・通知・周知等結果を確認 県条例案（手数料・細則等）、県基準案（審査・許可、監視・指導等）確認